平成２２年（フ）第３１４５号
福岡県筑紫野市二日市北８丁目11番16号
債務者　田中キミ子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１５５号
福岡市東区千早３丁目２番153号
債務者　齋藤　奈美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１６３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中38番地１メゾンエスポワール603号
債務者　今村由香利
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１７３号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目１番７―402号
債務者　薙野志保子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１８１号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目32番地　エクセレントフジⅡ103号
債務者　宮城　文子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２４号
福岡市東区箱崎７丁目15番１―603号
債務者　柏　　優美（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６０号
福島県いわき市佐糠町東１丁目12番地の４
債務者　山川　　博
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２６１号
福島県いわき市佐糠町東１丁目12番地の４
債務者　山川　年子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２５４号
新潟県長岡市台町１丁目５番７号
債務者　関川　敏明
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
新潟県長岡市深沢町3093番地
債務者　野田ヨリ子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
新潟県長岡市四郎丸４丁目１番２号
債務者　田中まどか
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１９０号
神戸市西区美穂が丘３丁目３番地16―105号、従前の住所兵庫県三木市細川町瑞穂873番地
債務者　石原　　清
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１９号
神戸市北区泉台１丁目１番地の１　113号
債務者　西川　美鈴
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２２号
神戸市垂水区南多聞台２丁目２番４―205号、従前の住所大阪市淀川区木川東１丁目５番29号
債務者　永森　達也
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３７号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番５―43号
債務者　田口　勝美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８７号
神戸市北区有野町二郎602番地の１　セラフィ101号、従前の住所兵庫県三田市乙原1097番地７
債務者　濵田　順子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９３号
神戸市兵庫区荒田町１丁目９番20―501号
債務者　岩熊　通夫
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部